

# 日野宿楽市楽座文化講座 「江戸文化に親しもう」

「江戸文化に親しもう」を合言葉に新選組のふるさと歴史館、日野宿本陣及び日野宿交流館で次の講座を開催します。募集等は、広報ひの及び新選組のふるさと歴史館ホームページでお知らせします。

問合せ先 新選組のふるさと歴史館 ☎583-5100



▲日野宿本陣の庭での野だて

**野だてと琴の会**  
5月4日(祝)午前11時～午後4時 / 日野宿本陣 直接会場へ / 小学5年生以上対象 / 先着200人 / 大人200円、小人50円(観覧料) / 茶菓子代別  
**灯つくりの会**  
5月17日(土)午後1時30分～4時30分 / 新選組のふるさと歴史館 / 講師・冬野朋子氏 / 中学生以上対象 / 先着20人 / 3千150円(材料費)  
**民謡と三味線の会**  
5月17日(土)午後6時～8時(予定) / 日野宿本陣 / 講師・木津茂理師、澤田勝秋師 / 中学生以上対象 / 先着60人 / 大人200円、中学生50円(観覧料)

この調査は、地域の高齢者と民生委員の交流促進を図り、住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けていける環境づくりを目指すため進めている「高齢者見守り支援ネットワーク」に関する意向、災害時における要援護高齢者を把握することを主な目的としています。また、今後の福祉サービス等を検討する基礎資料にも活用するものです。

## 高齢者を対象に「ふるさと訪問調査」を実施します

事前に、対象者の方々に、郵送にて調査票をお送りします。あらかじめご記入していただき、後日、地区担当の民生委員が、調査票の受け取りに訪問します。民生委員は身分を証明するものを携帯しています。平成18年9月15日以降に75歳以上になられた方(転入者含む)を対象。調査票発送 5月初旬から /



訪問期間 5月中旬～6月下旬 / 高齢福祉課在宅サービス係

入選10点 入選句は「6月22日(日)、連句フォーラム会場で発表・表彰 応募作品の著作権は主催者に帰属 / 応募点数制限なし、1枚につき2点以内 / 5月25日(日)(消印有効)までにハガキで、唱和の句(AかB)、作品、住所、氏名、年齢、学校名、学年、電話番号を記入し、〒1910016 神明4の16の1 新選組のふるさと歴史館へ

当日、日野宿本陣の閉館時間は午後3時に変更  
「灯つくりの会」および「民謡と三味線の会」は新選組のふるさと歴史館(☎583・5100)

### ●平成20年度 日野宿楽市楽座文化講座予定

内容	日時(予定)	会場	講師・演者(予定)	募集人数
連句フォーラム 第一部公開連句パフォーマンス 第二部連句体験、半歌仙を巻いてみよう	6月22日(日) 10:00～12:00 13:00～16:00	高幡不動尊金剛寺	宮下太郎師、二上貴夫師ほか	100人 20人
抹茶碗、酒器を作る会	7月12日(土) 13:30～16:30	新選組のふるさと歴史館	辻佐公氏	20人
野だてと琴の会	10月19日(日) 11:00～16:00	日野宿本陣	実践女子大学茶道研究会、箏曲研究会	200人
舞踊と落語の会	11月8日(土) 17:30～20:00	日野宿本陣	音羽菊公師 三遊亭圓窓師ほか	50人
連句の会	11月16日(日) 13:30～16:30	日野宿本陣	宮下太郎師、二上貴夫師ほか	20人
甲州道中本陣巡りの会	11月22日(土) 9:00～17:00	日野宿、下諏訪宿本陣ほか	稲葉和也氏	40人
新選組書展	平成21年2月7日(土)～3月29日(日)	新選組のふるさと歴史館		
お雛さまを愛でる会	平成21年2月24日(火)～3月3日(火)	日野宿本陣	未定	
江戸学講演会	平成21年3月14日(土) 13:30～15:30	日野宿交流館	未定	50人
篠笛演奏と落語の会	平成21年3月14日(土) 17:30～20:00	日野宿本陣	福原道子師 三遊亭圓窓師ほか	60人

### ●収入額による負担割合判定基準表(平成20年7月31日まで) 表1

世帯区分	平成18年中の収入額の合計	申請した場合の一部負担金の割合等
同一世帯に70歳以上の方(※1)が1人のみ	383万円未満	1割
	383万円以上484万円未満	3割(自己負担限度額は「一般」)※2
同一世帯に70歳以上の方(※1)が2人以上	合算して520万円未満	1割
	合算して520万円以上621万円未満	3割(自己負担限度額は「一般」)※2

※1 65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方を含む。なお、8月1日以降は後期高齢者(長寿)医療の対象者だけで判定します  
※2 平成19年度住民税課税標準額が145万円以上213万円未満の方は申請の必要はありません

### ●1カ月の医療費の自己負担限度額 表2

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代(1食あたり)
		外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)	
3割※2	一定以上所得者	44,400円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算)※注1	260円
	一般	12,000円	44,400円	
1割	住民税非課税世帯等	低所得II	過去1年の入院期間が90日以下	210円
			過去1年の入院期間が90日超(確認書類が必要)	160円
		低所得I	15,000円	100円

※注1 過去12カ月以内に4回以上老人保健・後期高齢者医療で高額医療費支給を受ける場合(多数該当)の4回目からの限度額は44,400円になります  
※注2 後期高齢者医療被保険者証の負担割合に「自己負担限度額「一般」適用」の記載がある方は、所得区分「一般」の限度額が適用されます  
※低所得IIとは、  
・世帯全員が住民税非課税の方  
・住民税課税者が「住民税に係る経過措置対象者」(平成17年1月1日現在で65歳に達していた方で、合計所得金額125万円以下の方)のみの世帯の住民税非課税者である後期高齢者(長寿)医療対象者(平成20年7月31日までの経過措置)  
※低所得Iとは、世帯全員が住民税非課税で、さらに世帯全員の所得が0円(年金収入の場合には80万円以下)の方

### 後期高齢者(長寿)医療制度

医療機関等にかかるときは、後期高齢者医療被保険者証の提示を  
後期高齢者医療の対象者  
①75歳以上の方②65歳以上で身体障害者手帳1～3級及び4級の一部・精神障害者保健福祉手帳1・2級等に該当する方で後期高齢者医療の障害認定を受けた方③の認定には申請が必要です  
75歳の誕生日から後期高齢者医療に加入  
届け出は不要です。保険証は誕生日の前日までに送付します。  
医療費の自己負担割合  
一部負担金の割合は、1割または3割(一定以上所得者の方)です。  
3割負担の方で申請により負担割合が変更される場合があります  
7月31日(木)までは、平成18年中の収入額(必要経費等を差し引く前の金額)の合計が表1の条件を満たしている場合には、申請により翌月から負担割合が変更になります。  
高額医療費  
同じ診療月内に支払った医療費(一部負担金)の合計が自己負担限度額を超えたときは超えた額が高額医療費として支給されます。対象になった方には診療月の約3カ月後に申請書(お知らせ)を送付します(申請は1回、2回目以降は不要)。なお、自己負担限度額は負担割合、所得等によって異なります(表2参照)。(保険年金課高齢者医療係)